

# 鹿児島県公共工事発注見通しの公表要領

## (趣旨)

第1条 この要領は、鹿児島県が発注する公共工事（以下「工事」という。）の発注見通しの公表（以下「公表」という。）に関し、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律及び同法施行令（以下「施行令」という。）に定めるほか、必要な事項を定めるものとする。

## (公表の事務取扱者)

第2条 公表は監理課長が行うものとする。

2 監理課長は工事の入札を執行する者に対し、発注見通し一覧表（別記第1号様式）を提出させるものとする。

## (公表の方法)

第3条 公表は、発注見通し一覧表（別記第1号様式）により、公衆の閲覧に供して行うものとする。

2 発注見通し一覧表は原則として工事執行単位ごとの記載とする。ただし、工事執行単位が未確定の場合は事業箇所単位とすることができる。

3 公表資料の最前ページには、閲覧に当たっての注意事項（別記第2号様式）を添付することとする。

## (発注の見通しに関する事項の公表)

第4条 監理課長は、原則として毎年度5月までに、当該年度に発注することが見込まれる工事に係る、施行令で定められた次の事項を公表することとする。

(1) 工事の名称、場所、期間、種別及び概要

(2) 入札及び契約の方法

(3) 入札を行う時期（入札を行う時期については、一般競争入札にあっては、公告、指名競争入札にあっては、公募又は指名通知、随意契約にあっては、契約締結の時期とする。）

2 監理課長は、7月、10月、1月を目途に、公表した事項を見直し、変更が生じた場合には、変更後の当該事項を公表することとする。なお、1月を目途に公表するものにあつては、当該年度に発注することが見込まれる工事に加え、翌年度に発注することが見込まれる工事を含めて公表することができることとする。

3 監理課長は、補正予算等への対応として、必要に応じ、前項に掲げる時期以外に別途公表することができることとする。なお、公表に当たっては、翌年度に発注することが見込まれる工事を含めて公表することができることとする。

## (閲覧の場所)

第5条 閲覧の場所は、県政情報センター内及び県ホームページとする。

2 県政情報センターの管理運営等に関する事項は、「鹿児島県県政情報センター設置要綱」及び「鹿児島県県政情報センターの管理運営に係る事務処理要領」によるものとする。

## (情報提供)

第6条 工事の発注見通しについては、「発注情報の一元化に係る公表要領」により、九州ブロック発注者協議会に情報提供を行うものとする。

## (その他)

第7条 監理課長は公表に係る事務について、監理課技術管理室に分掌させるものとする。

附則

この要領は、平成13年4月24日から施行する。

附則

この要領は、平成14年4月17日より施行し、平成14年度第1回目の発注見通しの公表から適用する。

附則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成29年5月30日から施行する。

附則

この要領は、平成31年2月19日から施行する。

附則

この要領は、令和4年2月7日から施行する。

(第2号様式)

## 閲覧に当たっての注意事項

- ・ この公表は「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」及び同法施行令の規定に基づき行うものであり、今年度に発注が見込まれる工事について、その概要及び入札時期等を示したものです。
- ・ 表中の「入札予定時期」は、一般競争入札にあつては公告、指名競争入札にあつては公募又は指名通知、随意契約にあつては契約締結の時期を掲載しています。
- ・ この公表に係る各事項は作成時点における今後の予定であり、実際に発注される工事の内容等がこの掲載と異なる場合、又はここに掲載されていない工事が発注される場合があります。
- ・ この公表に係る各事項で「未定」及び「検討中」となっている事項は、作成時点で検討中であり、未定の事項です。
- ・ 公表資料の閲覧は閲覧所限りとし、持ち出しを禁じます。
- ・ 県ホームページでの掲載場所は以下のとおりです。  
「ホーム > 社会基盤 > 公共事業 > 技術管理・検査  
> 関連情報 > 鹿児島県公共工事等発注見通しの公表」
- ・ 各工事に関する問い合わせは、各発注機関の担当部署へお願いします。